

エコマーク商品類型No.128「日用品 Version1.14」認定基準の部分的な改定について

1. 改定の経緯

これまでエコマークでは、「使い捨て商品」は原則として認定しないこととしてきたが、エコマーク全体として「使い捨て商品」の明確な定義や判断基準は整備されておらず、個別の案件ごとに審査委員会で判断を行ってきた。そこで今般、企画戦略委員会を中心としてエコマークの各委員会での議論を経て、「使い捨て商品」の取扱い方針を『エコマークにおける使い捨て商品に関するポリシー』として取り纏めた。

No.128「日用品 Version1」については、「使い捨て商品」として認定対象としない製品が明記されているため、上記方針に照らして再整理を行う。

2. 改定箇所(抜粋)

見え消し部を削除、下線部を追加する。

<認定基準>

分類 B. 台所・食卓・ランチ・レジャー用品

2. 適用範囲 「表1 対象製品分類」抜粋

77 94	竹ぐし(串)	竹ぐし(串)
77 99	その他	おしぼりトレ、卵切り器、妻ようじ入れ、食品用ラップ、氷スコップ、まな板受け、ほう丁置き、さら立て、コーヒードリッパー、アイスピック、カップホルダー、マドラー、コースター、ランチョンマット(布製・紙製を除く。)、テーブルケース、お茶パック、 <u>クッキングペーパー</u>

<解説>

「表1 本商品類型において対象外とする製品リスト」抜粋

分類番号	分類	対象外製品例
77 61	食卓用ナイフ、フォーク及びスプーン	ナイフ、フォーク及びスプーン ^{※12,16}
77 94	竹ぐし(串)	竹ぐし(串) ^{※16}
77 99	その他	鍋つかみ ^{※1} 、キッチンマット ^{※1} 、レース ^{※1} 、排水口のふた ^{※9} 、栓抜き ^{※12} 、ワインオープナー ^{※12} 、アイスピック ^{※12} 、ガス抜き器 ^{※12} 、鉄串 ^{※12} 、アルミホイル ^{※16,12} 、 <u>クッキングペーパー</u> ^{※16} 、 <u>製氷皿</u> ^{※22}

※12: 金属製品、または金属部分が多く認定基準を満たすことが難しい製品であるため。

※16: 使い捨て製品であるため。

D 使用・消費段階

◇ D-1 (資源の消費)

- | |
|---|
| (1) 製品の長寿命化
(2) 食品の熱しやすさ、冷めにくさなど省エネルギーへの配慮 |
|---|

(1)については、ランウェイ設計に基づく一部の使い捨て製品を対象外とした。… (略)

◇ D-7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

- | |
|---------------------------------|
| (1) 使い捨て製品
(2) 個別製品に関する基準の策定 |
|---------------------------------|

(1)については、Version1.0の検討時において、一度の使用で廃棄される製品は、①代替製品が存在しない製品、②代替製品が存在する製品、③当該製品がなくとも日常生活に支障のない製品、④他との差別化が可能な製品、⑤高環境負荷が明らかな製品、の5つに分類し（複数分類に係る製品もある）、本商品類型において対象とすることが許容される製品の検討を行~~う~~整理した。

~~結論として、①および④については、一度きりの使用を前提としていても使い捨て製品とは扱わず、「使いきり」製品と位置づけ、認定対象とすることとした。~~

~~①については、一度きりの使用であっても機能としてそれに代替するものがほとんど存在しないため、対象製品として認めることとした。例としてはつまようじがある。~~

~~④については、同一製品において環境面で他の製品との差別化が可能である製品であることから、対象製品とすることとした。~~

~~具体的には、紙おむつ、ペットシート、猫砂などがある。猫砂、ペットシートについては、古紙、古紙パルプ、廃木材などを高い配合率で利用した製品が存在することから、吸収部材に80%以上再生材料を配合することを基準とした。~~

~~紙おむつについては、代替製品の布おむつが減少しており実質的に代替製品は少ない状況にある。また、普段布おむつを使用している場合にも長距離移動などの際には紙おむつを使用するといった使い分けをする消費者も多いと考えられる。布おむつは紙おむつと比較して洗浄に加えて取替えの手間もかかるため、特に高齢者の介護においては労力低減の観点から紙おむつの需要が今後増大すると予測される。介護施設や病院などの公的機関ではグリーン購入によりエコマーク認定商品が購入されることから、紙おむつの中で再生材料配合などの環境に配慮したおむつの普及により、環境負荷の低減効果が期待される。しかしながら紙おむつのような直接肌に接触する製品への再生材料の使用は、消費者の拒否感が強く進んでいない。他の観点での環境負荷低減策は実現困難であることから、最低限、吸収材など皮膚接触の無い部分へ古紙などの再生材料の配合などを促すことが消費者意識の変革においても、環境負荷の低減においても重要であるとの判断から、今後1～2年の間にまとめることを目標に検討を始めるものとした。~~

しかし、本商品類型の対象製品に限らず使い捨て製品の認定審査は判断が難しいこと、社会情勢の変化に伴って消費者の意識も変化してきたことをうけ、エコマーク事業全体における使い捨て製品の取扱い方針『エコマークにおける使い捨て商品に関するポリシー』が策定されたことに伴い、本商品類型における使い捨て製品の定義、対象外となる製品の指定も、この方針に従い再整理することとし、2012年1月に認定基準の部分的な改定を行った。具体的には、暮らしの中に広く普及しており、エコマーク商品の購入推奨によって消費者を誘導することが望ましい製品については、個々の製品毎に目的や使用方法を考慮して、適用範囲に含めることを基本とし、適用範囲として明記がないものについては、別に定める「使い捨て商品の取扱いに関する判断基準（審査委員会内部規定）」に従い、判断することとした。ただし、この方針に

~~照らしてなお、②については、繰り返し使用できるものを使用推奨する重要性が高く、べきであり敢えて使い捨てのものを認める必要はないとの見解から対象外とした。例としては、割り箸、竹串、紙皿、紙コップなどがあるを引き続き対象外とした。~~

~~③については、製品がなくとも日常生活に支障を生じることにはならないため対象外とした。例としては、行楽用に用いられるプラスチック製フォーク・ナイフ、バランなどがある。~~

~~なお、割り箸については、間伐材を100%使用することを条件に対象として認めるという意見もあった。しかし、割り箸そのものは使い捨てであり対象とすべきでないとの意見もあり結論にはいたらず、今回は対象外とした。~~

~~⑤については、使い捨てることで環境への影響が大きいと判断されることから、認めないこととした。例としては、アルミホイル・アルミカップなどが挙げられた。~~

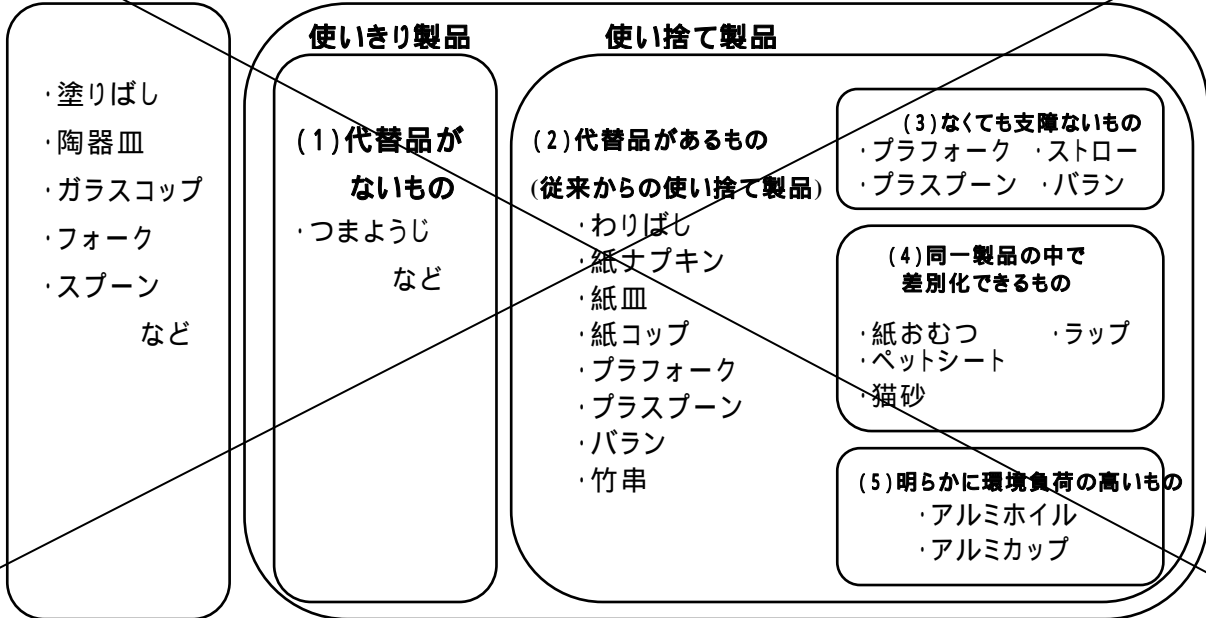
~~アルミはその精錬時に大量の電力が必要であることからリサイクルすべきであるが、これらの製品は、使い捨てるを前提としていること、金属のみでできており他の同様の製品との環境面での差別化ができないことから対象外とした。~~

~~なお、類似の商品としてラップがあるが、これについては、塩化ビニルの不使用という観点のみでは採り上げないこととし、各認定基準を満たすことを認定条件とした。~~

~~家庭用ゴム手袋については、ゴム厚による区分があり、極薄手に該当するものについては実質的に一度きりの使用を想定した製品であり、使い捨て製品として扱うこととした。~~

くり返し使える製

一度の使用で廃棄される製



3. 改定日

2012年2月1日

以上